

Ⅱ 教育課程の編成

第1章 教育課程の編成と基本的要素

教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画のことである。その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、国としての一定の水準を確保するために法令に基づいて定められた学習指導要領の教育課程の基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮し、地域や学校の実態に即した教育課程について責任をもって編成及び実施することが必要である。

第1節 学校の教育目標の設定

各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、以下に示す法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校及び児童生徒の実態等に即した教育目標を設定する必要がある。

教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(義務教育の目的)

第五条の2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

(学校教育の基本的役割)

第六条の2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

特別支援学校の目的は学校教育法第八章第七十二条に示されており、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すこと、あわせて特別支援学校の教育に特別に設けられた自立活動の目的が明記されている。

学校教育法

第八章 特別支援教育

(特別支援学校の目的)

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領

第一章 総則

第一節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

特別支援学校 高等部学習指導要領

第一章 総則

第一節 教育目標

高等部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第51条に規定する高等学校教育の目標
- 2 生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

第2節 教育内容

各学校における教育課程を編成する教育内容について、その根拠となる法令を以下に示す。教育課程編成の詳細については、第3章「小学部・中学部の教育課程編成」及び第4章「高等部の教育課程編成」を参照のこと。

1 小学部

(1) 小学校の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第四章 小学校

第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

(3) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第二百二十六条の2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

2 中学部

(1) 中学校の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第五章 中学校

第七十二条 中学校の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第二百二十七条 特別支援学校の中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第二百二十七条の2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができる。

3 高等部

(1) 高等学校の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第六章 高等学校

第八十三条 高等学校の教育課程は、別表第三に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動によって編成するものとする。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第二百二十八条 特別支援学校の高等部の教育課程は、別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

(3) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部の教育課程の編成に関する教育内容

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第二百二十八条の2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第二百二十九条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。

第3節 指導の形態

1 教科別に指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の内容の指導を教科ごとの時間を設けて行う場合を「教科別の指導」と呼んでいる。

指導に当たっては、各教科の目標及び段階の内容を踏まえ、一人一人の児童生徒の実態に応じた指導を徹底する必要がある。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を具体的に設定するなど個に応じた指導計画を立てることが大切である。

2 特別な教科である道徳、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

従前は「領域別の指導」と示されていたが、道徳が特別の教科として位置付けられたことや児童や学校の実態に応じて外国語活動が設定できることとした理由などから、このような示し方となった。指導に当たっては、個々の児童生徒の実態を考慮し、生活に根ざした主題を設定するとともに、実際的な活動を取り入れることなどに留意する必要がある。また、中学部では総合的な学習の時間を設けて指導を行うこととなる。

3 各教科等を合わせて指導を行う場合

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行う場合、「各教科等を合わせた指導」と呼ばれており、従前から、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきた。

各教科等を合わせた指導は、知的障害のある児童生徒の学習上の特性を踏まえ（学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活場面の中で生かすことが難しいこと等）、知的障害のある児童生徒が各教科や領域の目標や内容を確実に身に付けられるよう、生活に結びつくまとまりとして指導計画を立て、実際の・体験的な学習活動を通して、今現在の生活に生きる力や将来の自立と社会参加につながる力を育むため、これまでの精神薄弱児教育の歴史の中で発展してきた知的障害教育独自の指導の形態である。法的根拠については以下に示すとおりである。

各教科等を合わせた指導においては、個々の児童生徒の課題達成に資するよう、各教科等に示された目標を必要に応じて選択することと、各教科等で取り扱う内容を参考にしながら個々の生活や学びの実態に即して具体的な指導内容を検討することが重要である。そのため、各教科等を合わせた指導の授業づくりにおいては、各教科等において定められている目標を達成することを

踏まえ、各教科等の学習を通して育成する資質・能力を明確にし、さらに、教科以外の目標及び内容（個々の児童生徒の実態に基づいた学び）も明確にして、双方の根拠に基づいた指導計画を作成し、指導を展開していく必要がある。

このような指導の展開が知的障害教育の本質であり、独自の各教科が設定されている理由でもある。各教科等の目標及び内容を貼り合わせる授業づくりが「各教科等を合わせた指導」とならないように留意する必要がある。

学校教育法施行規則

第八章 特別支援学校

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

第4節 教育課程編成の原則

1 教育課程の編成の主体

各校の教育課程は学校の長である校長の責任において編成する。学校は組織であり、教育課程の編成は校長の指導・助言の下、全教職員が協力して取り組むものである。

各学校には、校長、副校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担し、処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導力を発揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として系統性があり、一貫性のある教育課程の編成を行うよう努めることが重要である。

2 教育課程の編成の原則

教育課程を編成するに当たっては、以下の1及び2が編成の原則となる。

- 1 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと
- 2 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること

また、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくためには、カリキュラム・マネジメントの四つの側面を通し、実践していくことが重要である。

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
- ③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
- ④個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

上記の「原則1及び2」について、「カリキュラム・マネジメントの四つの側面」と照合しながら、以下に解説する。

(1) 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

本章第1節から第3節までに示されている通り、これらの法令や学習指導要領の示すところにより、各学校の特色を生かした適切な教育課程を編成しなければならない。国としての教育の基準を示した学習指導要領の改訂は、当然のことながら各学校の教育実践に反映させなければならない。改訂の趣旨を十分理解し、それを実現するためにそれぞれの学校の教育課程を構成していくことが必要である。また、法令等で定められた人材や予算、時間、情報といった人

的又は物的な資源を、教育の内容と効果的に組み合わせしていくことも重要となる。

(※関連する「カリキュラム・マネジメントの側面」・・・①③)

(2) 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮すること

ア 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等

各学校において教育課程を編成する場合には、児童生徒の調和のとれた発達を目指すという観点から、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要である。特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きい。また、個々の児童生徒についてみると、心身の発達の諸側面に不均衡が見られることも少なくない。各学校においては、このような児童生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮することが必要である。そこで、個人差が大きい児童生徒について、個別の指導計画の活用により実態を把握したうえでの的確な指導を導き、評価・反省を通してさらなる実践の向上を図っていくという一連のサイクルを通し、教育課程の改善へとつなげていく視点が大切である。

(※関連する「カリキュラム・マネジメントの側面」・・・④)

イ 学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。埼玉県の特例支援学校は、障害種毎の学校であったり、小中学部・高等部単独の学校であったり、職業教育を主なねらいとする学校であったりと、学校によって、その目的や目標が大きく異なる。それぞれの目標を実現するために、必要な指導の内容を精選し、教科等横断的な視点で、それぞれの学校で特徴ある教育課程を工夫していくことが必要である。また、学校規模や施設の状況も大きく異なる状況において、また、それぞれの学校がもつ特徴や、限りある資源を十分に生かし、これまで培ってきた専門性を十分発揮する特色ある学校づくりが必要である。

(※関連する「カリキュラム・マネジメントの側面」・・・①③)

ウ 地域の実態

学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望に応えることが大切であり、このような観点から、積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図って、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。したがって、各学校においては、指導記録など様々な資料を累積し、児童生徒一人一人の障害の状態及び発達段階や特性等を的確に把握し、発達の過程や課題を踏まえ、長期的な展望に立った教育課程を編成しなければならない。埼玉県の特例支援学校は、県内様々な地域に点在し、それぞれの地域と密接に関わりながら実践を行ってきた。今後は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、さらに地域とのつながりを密にすることが望まれる。学校と地域がより密接に関わることで、地域の貢献を受けつつ、地域に貢献していく特別支援学校を築いていくことが大切である。

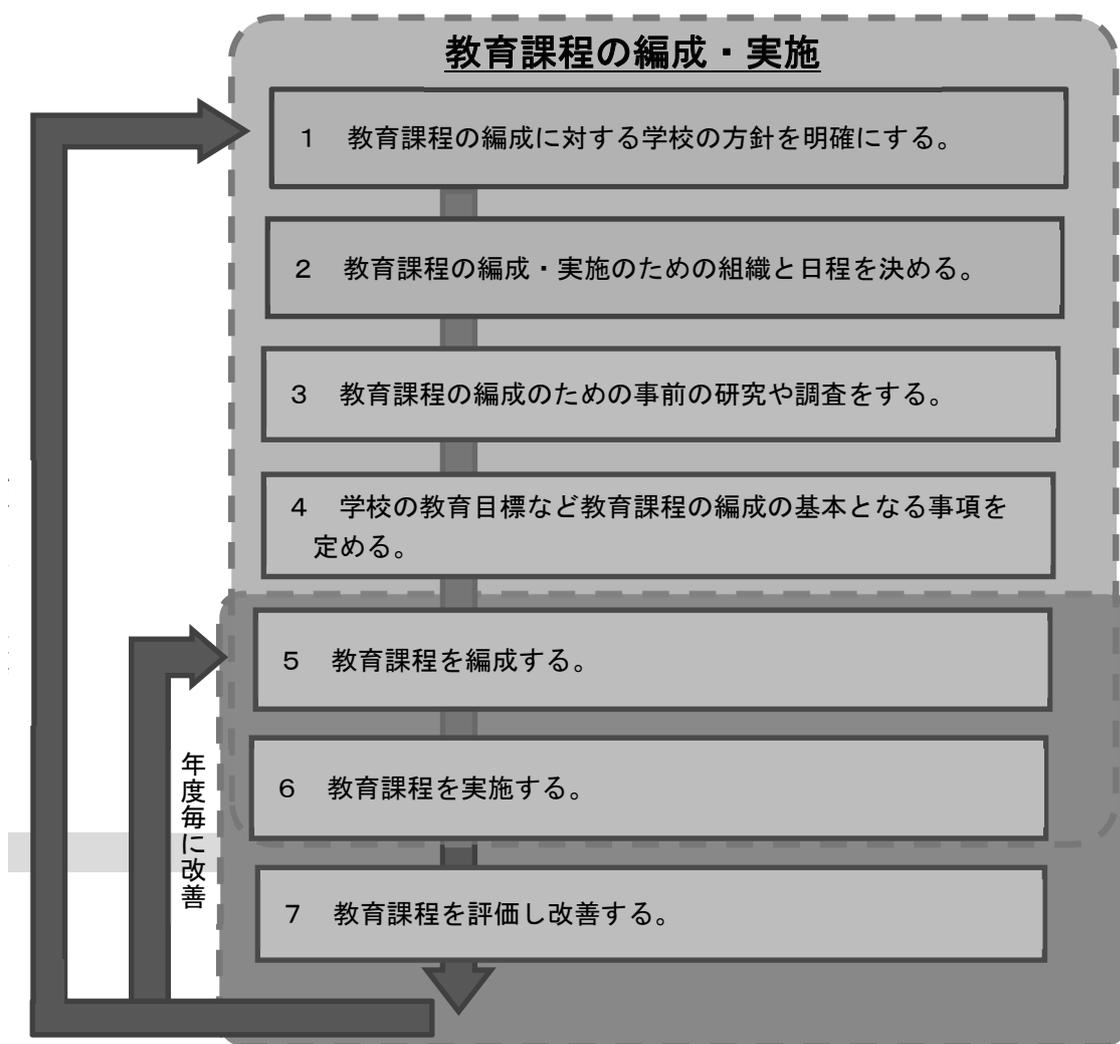
(※関連する「カリキュラム・マネジメントの側面」・・・①③)

上記の全ての項において、カリキュラム・マネジメントの②「教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと」がとても重要である。教育活動は、様々な実践が密接に関わりながら成り立つものであり、教育課程という一つの軸を中心にして、それら実践がP D C Aサイクルとして循環していくことが大切である。学校を支える軸としての教育課程そのものの実施状況を評価してその改善を図っていくことで、それぞれに関わるP D C Aサイクルも好循環できるようにしていくことが望ましい。

第2章 教育課程編成の手順と評価

第1節 編成の手順

教育課程の編成や改善の手順は必ずしも一律ではなく、それぞれの学校が学習指導要領等の関連する規定を踏まえつつ、その実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである。以下に、それぞれの項目の趣旨を踏まえて学校において実際に教育課程の編成や改善に取り組む際の手順の一例として、編成の手順を示す。その際、埼玉県では、本書「埼玉県特別支援教育教育課程編成要領」を十分活用し、県としての方向性も踏まえた教育課程を編成していくことが望まれる。以下の図を基に解説する。詳細については、対応する箇所を参照のこと。



図：教育課程の編成・実施及び評価・改善の手順

1 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする

- (1) 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則など、編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ

教育課程とはどのようなものなのか、何に基づいて作成されるべきなのかということを確認しつつ、学校として「どのような学校を目指すのか」を明確にすることが重要である。日々の教育実践は、全ての教職員が一丸となって取り組むものであり、今後の学校の方向性を決めていく上で、一部の教職員のみならず、全教職員で共通理解をもつことが大切である。

(2) 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ

教育課程の編成に取り組むに当たり、まずは、おおまかな作業内容や作業手順を示すことが必要である。作業計画の全体について全教職員が共通理解することで、今後、それぞれの担当学部、担当分掌・委員会等でできることを検討していくなど、具体的な取組へとつなげていくことが重要である。

2 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める

(1) 編成・実施のための組織を決める

教育課程の編成・実施は、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施に当たる組織及び各種会議を確立するとともに、その役割や相互関係について基本的な考えを明確にすることが重要である。また、編成・実施に当たる組織及び各種会議を学校の組織全体の中に位置付け、組織内の役割や分担を具体的に決める必要がある。

教育課程の編成・実施に向けた具体的な組織としては、埼玉県内の学校では、学校運営全般を計画する「企画委員会」又は「校務運営委員会」等や、教育課程や将来構想の中心的な検討組織となる「教育課程検討委員会」又は「将来構想委員会」等が組織されていることが多い。これらに当たる組織を中心に、その役割や相互関係について基本的な考えを明確にしつつ、組織内の役割や分担を具体的に決めていく必要がある。

(2) 編成・実施のための作業日程を決める

教育課程の編成・実施は、計画的に取り組む必要があり、編成・実施の作業日程を明確にするとともに、学校が行う他の諸活動との調和を図ることが大切である。その際、既存の組織や各種会議の在り方を見直し必要に応じ精選を図るなど業務改善の視点をもつことも大切である。それらの視点も踏まえ、分担作業やその調整を含めて、各作業の具体的な日程を決めていくことが必要である。

3 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

(1) 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する

国として教育水準を明確に示しているのが今回改訂された学習指導要領であり、その改訂についてのポイントは、しっかり理解することが重要である。同時に、これまでの歴史の中で大切にされてきた指導方法や学習内容についても改めて理解し、今後の教育の在り方についてどのような道筋を立てたらよいのかという考えや、その根拠を知っておくことが大切である。

(2) 児童生徒の障害の状態や特性、心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を把握する

児童生徒の状況、保護者や地域住民の意向等を把握することに留意し、個々の児童生徒の特性や実態を把握するうえで、教育支援プランA（個別の教育支援計画）や教育支援プランB（個別の指導計画）を十分活用することが重要である。また、地域の実態等を把握するうえで、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、学校評議員会や外部専門家等の意見を十分把握することも重要である。

(3) 実施した教育課程に対する児童生徒の達成状況等を把握する

上記(1)(2)を把握したうえで、現在実施している教育課程について、児童生徒の達成状況等、現状と課題を把握することが重要である。また、埼玉県の特別支援教育についての現状と課題を把握し、今後の教育課程編成に対する県としての方向性を理解するためにも、本書の「はじめに」を共通理解することが大切である。

4 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準等を踏まえ、あわせて各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する必要がある。

5 教育課程を編成する

教育課程は学校の教育目標の実現を目指し、各教科等の教育の内容を選択し、組織し、それに

必要な授業時数を定めて編成する必要がある。

(1) **各教科等の教育の内容を選択する**

→詳細は、本書Ⅱ第3章第2節「内容等の取扱い」(P51)を参照のこと。

(2) **授業時数を配当する**

→詳細は本書Ⅱ第3章第3節「授業時数の取扱い」(P55)を参照のこと。

(3) **指導内容を組織する**

→詳細は本書Ⅱ第3章第2節「内容等の取扱い」(P51)を参照のこと。

6 教育課程を実施する

日々の授業を実践するに当たり、授業の計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを効果的に機能させることが大切である。そのためには、年間指導計画、単元計画、学習指導案といった学習計画の一つ一つが、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを実現するよう、効果的な作成と活用が必要である。そして、それぞれの学習計画が密接に関連し合い、教育課程の質的な向上につながるよう、各学校におけるカリキュラム・マネジメントが促進されることが重要である。

詳細は、本書Ⅱ第5章第1節「指導計画の実施と評価」(P68)を参照のこと。

また、個々の実態に応じた教育活動を実現させるうえで、教育支援プランB（個別の指導計画）の活用が必要不可欠である。教育支援プランB（個別の指導計画）についても、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを実現できるよう、効果的な作成と活用が望まれる。

詳細は、本書Ⅱ第5章第2節「個別の教育支援計画・個別の指導計画」(P71)を参照のこと。

これらの授業計画と教育支援プランB（個別の指導計画）のそれぞれの歯車が、互いにかみ合いながら機能し、日々の教育活動が充実していくことが大切である。

7 教育課程を評価し改善する

実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

- (1) プランB（個別の指導計画）などの評価の資料を収集し、検討する
- (2) 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする
- (3) 改善案をつくり、検討し、教育課程の編成に反映する

詳細は、本書Ⅱ第5章第3節「教育課程の評価と改善」(P73)を参照のこと。

第3章 小学部・中学部の教育課程編成

第1節 各学校の教育目標と教育課程編成

各学校においては、教育基本法に示された「教育の目的」、学校教育法に示された「特別支援学校の目的」並びに、学習指導要領に示された「各学部における教育目標」に基づき、幼児児童生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析検討した上で、教育課題を正しく捉え、その解決を目指して教育目標を設定する必要がある。当該学校の教育目標の実現を目指して、教育の内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。教育目標に照らして授業改善につながるよう、あるいは教育課程の実施状況の評価ができるよう、教育目標は具体性を有するものであることが求められる。なお、各学校の教育課程編成権は、学校長が有している。

第2節 内容等の取扱い

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う教育課程

以下に示す教科等は、特に示す場合を除いていずれの学校においても取り扱わなければならない。

＜小学部＞ ※各教科等の目標及び内容は、小学校学習指導要領に準ずる（基本的に同一）。

学年	各教科										特別の教科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動		
1・2年生					生活											
3・4年生	国語		算数			音楽	図画工作		体育			特別の教科	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
5・6年生		社会		理科				家庭		外国語	道徳					

＜中学部＞ ※各教科等の目標及び内容は、中学校学習指導要領に準ずる（基本的に同一）。

学年	各教科										特別の教科	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	
全学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語		特別の教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動

(1) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科等の取扱い

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の選択教科の取扱い

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合にあっては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う教育課程

＜小学部＞

学年	各教科						外国語活動	特別の教科 道徳	特別活動	自立活動
全学年	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				

*外国語活動は、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

*総合的な学習の時間は設けない。

＜中学部＞

学年	各教科								外国語	特別の教科 道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動
全学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭					

*外国語科は、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

(1) 内容等の取扱いの原則

各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

(2) 学習指導要領に示していない内容を加えて指導する場合

学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる。また、学習指導要領内に記載されている内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容並びに各学年や各段階、各分野又は各言語の目標や内容（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、外国語科及び外国語活動の各言語の内容）の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

(3) 内容の順序

各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容並びに各学年、各段階、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

(4) 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の各教科等の取扱い

知的障害である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示

す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態に考慮し、必要に応じて設けることができる。

(5) **知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の各教科等の取扱い**

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態に考慮し、必要に応じて設けることができる。

(6) **知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定**

知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

(7) **知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における選択教科の取扱い**

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、特別支援学校学習指導要領第2章第2節第2款の第2に示す事項（中学部、指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い、P127、P191参照）に配慮するとともに、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

(8) **道徳教育**

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小学部においては特別の教科道徳において準ずるものとしている小学校学習指導要領に示す内容、中学部においては特別の教科道徳において準ずるものとしている中学校学習指導要領に示す内容とし、その実施に当たっては、道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(9) **各教科等を合わせた指導**

ア 各教科等を合わせた指導で育む資質・能力

「各教科等を合わせた指導」は、①児童生徒の生活と密接に関係する様々な内容のまとまりを、生活に結びつく実際の・体験的な活動や問題解決の中での「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して、現実の生活に生きる力として育むことや、②教科別の指導の中で身に付けた「知識及び技能」を、実際の・体験的な活動や問題解決の中で用いて「何ができるのか」「どのように使うのか」まで発展させ、「生きて働く知識及び技能」として位置付けていくといった、①⇒②、②⇒①という相補的な考え方の下に行われる指導である。そこでは必然的に「思考力、判断力、表現力」が働き、また、学びを社会やよりよい人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」も必要となる。つまり、「各教科等を合わせた指導」は育成を目指す資質・能力の三つの柱を三位一体として扱う中で「生きる力」の具現化を図る指導の形態である。

イ 各教科等を合わせた指導実施に当たっての留意点

(ア) 上記アの学習過程の中で各教科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（「見方・考え方」）が鍛えられていくことに留意すること。

(イ) 各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う際には、学年ごとあるいは学級ごとなどに、各教科、道徳科、特別活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、それらの目標の系統性や内容の関連性に十分配慮しながら、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の時間配当などを十分に明らかにした上で指導計画等を作成すること。活動内容の充実を図るとともに、各教科等の指導との関連や指導内容を明らかにして取り組むこと。

(ウ) 各教科等の内容の一部又は全部を合わせて指導を行う際には、授業時数を適切に定めること。

(エ) 特に生活単元学習の中には、指導内容が断片的になってしまっている授業も散見される（例えば、単発的に調理活動を行うなど）。「何を学ぶのか」「何ができるようになるのか」を各教科等の示す内容を基に具体的に指導内容を定め、一連の生活に密接した内容のまとまりのある学習活動として単元を組織すること。

※本文の詳細に関しては、解説総則編（幼・小・中）P211～P219を参照のこと。

3 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(1) 児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合

ア 各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を、取り扱わないことができること。

イ 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができること。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部または全部によって、替えることができること。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

エ 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができること。

オ 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。

カ 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

(2) 知的障害である児童生徒の場合

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部に就学する児童のうち、小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領に示す各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領に示す各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

(3) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校に就学する児童又は生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する知的障害である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができるものとする。また、小学部の児童については、外国語活動の目標及び内容の一部又は全部を知的障害である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語活動の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができるものとする。したがって、この場合、小学部の児童については、外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部の生徒については、外国語科を設けないことができるものとする。

(4) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

(5) 通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合

ア 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、前項「3 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の(1)から(3)に示すところによることができるものとする。

イ 重度重複者、療養中の児童若しくは生徒又は障害のため通学して教育を受けることが困難な児童若しくは生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要がある時は、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

第3節 授業時数の取扱い

1 年間授業時数

年間総授業時数は、小学校及び中学校に準じ、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画する。ただし、訪問して指導を行う場合は、各学校において児童又は生徒の実態を考慮して適切に定める。

学校教育法施行規則第51条 別表第1（小学校標準授業時数）

区分	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科の授業時数	国語	306	315	245	245	175	175
	社会			70	90	100	105
	算数	136	175	175	175	175	175
	理科			90	105	105	105
	生活	102	105				
	音楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家庭					60	55
	体育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35	
外国語活動			35	35			
総合的な学習の時間			70	70	70	70	
特別活動	34	35	35	35	35	35	
総授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	

- *備考 ・この表の授業時数の1単位時間は、40分とする。
 ・特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

学校教育法施行規則第73条 別表第2（中学校標準授業時数）

区分	第1学年	第2学年	第3学年	
各教科の授業時数	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
特別の教科 道徳	35	35	35	
総合的な学習の時間	50	70	70	
特別活動	35	35	35	
総授業時数	1015	1015	1015	

- *備考 ・この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
 ・特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。

2 各教科等の授業時数

各教科等の年間授業時数は、各学校で適切に定める。その際、小・中学校の標準時間が参考になる。また、学年や学期、月ごと等に、授業時数の実績の管理や学習の状態の把握をするなど、

カリキュラム・マネジメントの一環として、自ら並びに組織的に点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。(解説総則編 (幼・小・中) P219)

3 1 単位時間の取扱い

1 単位時間は、各学校で適切に定めるが、小学校が45分、中学校が50分であることに留意する。(解説総則編 (幼・小・中) P228)

4 短い時間で授業をする場合の取扱い

10～15分の短時間で授業を行う場合、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制が整備されていることを条件に、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。(解説総則編 (幼・小・中) P229)

5 食事に関する指導

自立活動の指導として設定するなど、教育課程に位置付けて指導を行う際には、総授業時数に含めても差し支えない。ただし、一人一人について詳細な実態把握と適切な指導計画の作成が必要である。(解説総則編 (幼・小・中) P221)

6 総合的な学習の時間による特別活動の代替

総合的な学習の時間における「自然体験活動」と特別活動における「遠足・集団宿泊的行事」並びに、総合的な学習の時間における「職場体験・ボランティア活動」と特別活動における「勤労生産・奉仕的行事」については、総合的な学習の時間と特別活動の趣旨を踏まえ、総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認めている。(解説総則編 (幼・小・中) P232)

7 合科的・関連的な指導

合科的な指導に要する授業時数は、原則としてそれに関連する教科の授業時数から充当することになるため、指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画する必要があることに留意する。(解説総則編 (幼・小・中) P238)

第4章 高等部の教育課程編成

第1節 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程編成

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体、各教科・科目等及び各教科等において、それぞれの指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、総合的な探究の時間において準ずるものとしている高等学校学習指導要領に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(1) 学習の基盤となる資質・能力

各学校においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

(2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態並びに生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

第2節 教育課程の編成における共通的事項

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における教育課程

*各教科等の目標・内容は、高等学校学習指導要領に準ずる（基本的に同一）。

*以下は、特に示す場合を除いていずれの学校においても取り扱わなければならない。

学年	各教科等											総合的な探究の時間	特別活動	自立活動
全学年	国語	地理歴史	公民	数学	理科	保健体育	芸術	外国語	家庭	情報	理数			

(1) 卒業までに履修させる単位数等

各学校においては、卒業までに履修させる各教科・科目とその単位数、総合的な探究の時間の単位数、特別活動及びその授業時数、自立活動の授業時数を定める。この場合、各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、各教科・科目の単位数及び総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位（自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。）以上とする。

(2) 各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数等

各学校においては、次の表に掲げる各教科・科目及びそれぞれの標準単位数を踏まえ、適切に定める。ただし、生徒の実態等を考慮し、特に必要がある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。

教科	科目	標準 単位数	必履修 科目	教科	科目	標準 単位数	必履修 科目
国語	現代の国語	2	○	保健 体育	体育	7～8	○
	言語文化	2	○		保健	保健	2
	論理国語	4		芸術	音楽Ⅰ	2	このうち 1科目
	文学国語	4			音楽Ⅱ	2	
	国語表現	4			音楽Ⅲ	2	
古典研究	4		美術Ⅰ		2		
地理 歴史	地理総合	2	○	美術Ⅱ	2		
	地理探究	3		美術Ⅲ	2		
	歴史総合	2	○	工芸Ⅰ	2		
	日本史探究	3		工芸Ⅱ	2		
	世界史探究	3		工芸Ⅲ	2		
公民	公共 倫理	2	○	書道Ⅰ	2		
	政治・経済	2		書道Ⅱ	2		
		2		書道Ⅲ	2		
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減 可	外国 語	英語コミュニケーションⅠ	3	○2単位ま で減可
	数学Ⅱ	4			英語コミュニケーションⅡ	4	
	数学Ⅲ	3			英語コミュニケーションⅢ	4	
	数学A	2		論理・表現Ⅰ	2		
	数学B	2		論理・表現Ⅱ	2		
	数学C	2		論理・表現Ⅲ	2		
理科	科学と人間生活	2	「科学と 人間生活を 含む 2科目」	家庭	家庭基礎	2	このうち 1科目
	物理基礎	2			家庭総合	4	
	物理	4		情報	情報Ⅰ	2	○
	化学基礎	2			情報Ⅱ	2	
	化学	4			理数	理数探究基礎	
	生物基礎	2		理数探究		2～5	
	生物	4					
	地学基礎	2					
	地学	4					

主な配慮事項として、高等部の生徒に最低限必要な知識・技能の幅を確保するという必履修教科・科目の趣旨（共通性）と学校の創意工夫を生かすための裁量や生徒の選択の幅（多様性）とのバランスに配慮し、各必履修教科・科目の単位数については、原則として増加させていない。

総合的な探究の時間については、従前の総合的な学習の時間に関する規定と同様に教育課程の編成において各学科に共通して設定すべきものであることを踏まえ、共通教科・科目と同じ表の中で標準単位数を示していないが、各学校において、その単位数を適切に定めることとしている。

(3) 必履修教科・科目

ア 各学科に共通する必履修教科・科目の種類及びその単位数

全ての生徒に履修させる各教科・科目（「必履修教科・科目」）は前項の図のとおりとし、その単位数は、標準単位数として示された単位数を下らない。

イ 必履修教科・科目の履修（一部単位数減）についての留意点

生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

ウ 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させる。単位数は、各学校で、学校や生徒の実態に応じて適切に定める。なお、高等学校学習指導要領においては、総合的な探究の時間の標準単位数は、3～6単位と示されている。各学校で単位数を定める場合には、原則として、3単位を下回らないことが求められる。ただし、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

エ 外国の高等学校等に留学していた生徒

外国の高等学校等における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合においては、外国の高等学校等における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(4) 主として専門学科において開設される各教科・科目

視覚障害特別支援学校は表のア及びイ、聴覚障害特別支援学校は表のア及びウ、肢体不自由・病弱特別支援学校は表のアに掲げる主として専門学科において開設される各教科・科目及び設置者の定めるそれぞれの標準単位数を踏まえ、その単位数について適切に定める。

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科 目
農業	農業と環境、課題研究、総合実習、農業と情報、作物、野菜、果樹、草花、畜産、栽培と環境、飼育と環境、農業経営、農業機械、植物バイオテクノロジー、食品製造、食品化学、食品微生物、食品流通、森林科学、森林経営、林産物利用、農業土木設計、農業土木施工、水循環、造園計画、造園施工管理、造園植栽、測量、生物活用、地域資源活用
工業	工業技術基礎、課題研究、実習、製図、工業情報数理、工業材料技術、工業技術英語、工業管理技術、工業環境技術、機械工作、機械設計、原動機、電子機械、生産技術、自動車工学、自動車整備、船舶工学、電気回路、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子計測制御、通信技術、プログラミング技術、ハードウェア技術、ソフトウェア技術、コンピュータシステム技術、建築構造、建築計画、建築構造設計、建築施工、建築法規、設備計画、空気調和設備、衛生・防災設備、測量、土木基盤力学、土木構造設計、土木施工、社会基盤工学、工業化学、化学工学、地球環境化学、材料製造技術、材料工学、材料加工、セラミック化学、セラミック技術、セラミック工業、繊維製品、繊維・染色技術、染織デザイン、インテリア計画、インテリア装備、インテリアエレメント生産、デザイン実践、デザイン材料、デザイン史
商業	ビジネス基礎、課題研究、総合実践、ビジネス・コミュニケーション、マーケティング、商品開発と流通、観光ビジネス、ビジネス・マネジメント、グローバル経済、ビジネス法規、簿記、財務会計Ⅰ、財務会計Ⅱ、原価計算、管理会計、情報処理、ソフトウェア活用、プログラミング、ネットワーク活用、ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、水産海洋科学、漁業、航海・計器、船舶運用、船用機関、機械設計工作、電気理論、移動体通信工学、海洋通信技術、資源増殖、海洋生物、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、マリンスポーツ
家庭	生活産業基礎、課題研究、生活産業情報、消費生活、保育基礎、保育実践、生活と福祉、住生活デザイン、服飾文化、ファッション造形基礎、ファッション造形、ファッションデザイン、服飾手芸、フードデザイン、食文化、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生、総合調理実習
看護	基礎看護、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、成人看護、老年看護、小児看護、母性看護、精神看護、在宅看護、看護の統合と実践、看護臨地実習、看護情報
情報	情報産業と社会、課題研究、情報の表現と管理、情報テクノロジー、情報セキュリティ、情報システムのプログラミング、ネットワークシステム、データベース、情報デザイン、コンテンツの制作と発信、メディアとサービス、情報実習
福祉	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、介護実習、こころとかだの理解、福祉情報
理数	理数数学Ⅰ、理数数学Ⅱ、理数数学特論、理数物理、理数化学、理数生物、理数地学
体育	スポーツ概論、スポーツⅠ、スポーツⅡ、スポーツⅢ、スポーツⅣ、スポーツⅤ、スポーツⅥ、スポーツ総合演習
音楽	音楽理論、音楽史、演奏研究、ソルフェージュ、声楽、器楽、作曲、鑑賞研究
美術	美術概論、美術史、鑑賞研究、素描、構成、絵画、版画、彫刻、ビジュアルデザイン、クラフトデザイン、情報メディアデザイン、映像表現、環境造形
英語	総合英語Ⅰ、総合英語Ⅱ、総合英語Ⅲ、ディベート・ディスカッションⅠ、ディベート・ディスカッションⅡ、エッセイライティングⅠ、エッセイライティングⅡ

イ 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科 目
保健 理療	医療と社会、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと予防、生活と疾病、基礎保健理療、臨床保健理療、地域保健理療と保健理療経営、保健理療基礎実習、保健理療臨床実習、保健理療情報、課題研究

ウ 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

教科	科 目
印刷	印刷概論、印刷デザイン、印刷製版技術、DTP技術、印刷情報技術、デジタル画像技術、印刷総合実習、課題研究
理容 ・美容	関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、理容・美容技術理論、運営管理、理容実習、美容実習、理容・美容情報、課題研究
クリーニング	クリーニング関係法規、公衆衛生、クリーニング理論、繊維、クリーニング機器・装置、クリーニング実習、課題研究

主な配慮事項として、職業に関する各教科・科目については、地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から、各教科の科目構成や各科目の内容の改善を図っている。

また、産業界で求められる人材の育成を重視する観点から、例えば家庭科で「総合調理実習」、情報科で「情報セキュリティ」及び「メディアとサービス」などを新設している。

(5) 学校設定科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成のために、学校設定科目を設けることができる。学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等については、その科目の属する教科の目標に基づき、高等部における教育の目標及びその水準の確保に十分配慮し、各学校で定める。

(6) 学校設定教科

ア 学校設定教科及び当該教科に関する科目

学校においては、地域、学校及び生徒の実態、学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成のために、学校設定教科及び当該教科に関する科目を設けることができる。学校設定教科及び当該教科に関する科目の名称、目標、内容、単位数等については、高等部における教育の目標及びその水準の確保に十分配慮し、各学校で定める。

イ 「産業社会と人間」

学校においては、学校設定教科に関する科目として「産業社会と人間」を設けることができる。目標、内容、単位数等を各学校において定めるに当たっては、産業社会における自己の在り方生き方について考えさせ、社会に積極的に寄与し、生涯にわたって学習に取り組む意欲や態度を養うとともに、生徒の主体的な各教科・科目の選択に資するよう、就業体験活動等の体験的な学習や調査・研究などを通して、次のような事項について指導することに配慮する。

- (ア) 社会生活や職業生活に必要な基本的な能力や態度及び望ましい勤労観、職業観の育成
- (イ) 我が国の産業の発展とそれがもたらした社会の変化についての考察
- (ウ) 自己の将来の生き方や進路についての考察及び各教科・科目の履修計画の作成

ウ 学校設定科目・学校設定教科への取組

学校設定科目及び学校設定教科のいずれも、学校における特色ある教育・学校づくりを進める仕組みの一つとして、有効に活用されることが期待される。

特に、学部・学校段階間の円滑な接続を確保する観点から、教育課程の編成に当たって、生徒や学校の実態に応じ、必要がある場合には、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすることを規定しており、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるようにすることが示されている。

また、ボランティア活動や就業体験活動など、学校外活動の単位認定を行うための学校設定教科・科目の開設も考えられる。その指導に当たっては、地域の専門家など外部の協力を得ることも効果的であると考えられる。

(7) 専門学科における各教科・科目の履修

ア 専門教科・科目の最低必修単位数

専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位数の一部の履修をもって、当該専門教科・科目の単位数の一部の履修に替えることができる。

イ 専門教科・科目以外の教科・科目の履修を専門教科・科目の履修とみなす措置

各学校においては、各学科の特色に従い、多様な職業教育の要求に応えるために、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目以外の科目を専門教科・科目の履修として認めることができる。

ウ 専門教科・科目による必修教科科目の代替措置

専門教科・科目の履修によって、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

エ 職業学科における総合的な探究の時間の特例

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、保健医療、印刷、理容・美容若しくはクリーニングの各教科の「課題研究」、看護の「看護臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」（以下「課題研究等」）の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

(8) 各教科・科目等の授業時数等

ア 年間授業週数

各教科・科目、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

イ 週当たり授業時数

週当たりの授業時数は、30単位時間を標準とする。ただし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。

ウ ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。

エ 生徒会活動及び学校行事の授業時数

生徒会活動及び学校行事については、学校や生徒の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てる。

オ 自立活動の時間に充てる授業時数

各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態に応じて適切に定める。

カ 授業の1単位時間の運用

1単位時間は、各学校において適切に定めるが、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

キ 短い時間で授業をする場合の取扱い

10～15分の短時間で授業を行う場合、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制が整備されていることを条件に、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

ク 総合的な探究の時間の実施による代替

(ア) 総合的な探究の時間における「自然体験活動」と特別活動における「旅行・集団宿泊的行事」並びに、総合的な探究の時間における「職場体験・ボランティア活動」と特別活動における「勤労生産・奉仕的行事」については、総合的な探究の時間と特別活動の趣旨を踏まえ、総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替を認めている。

- (イ) 理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修等

(1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における教育課程

ア 各学科に共通する各教科等

学年	各教科										特別の教科 道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動
全学年	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語 ※1				

※1は、必要に応じて設けることができる。

イ 主として専門学科において開設される各教科

家政	農業	工業	流通・サービス	福祉
----	----	----	---------	----

※(1)の他に各教科又は学校設定教科のうち専門教育に関するもののうち、いずれか1以上履修させるものとする。

※専門教科の履修によって、(1)と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科の履修をもって、全ての生徒に履修させる各教科の履修に替えることができること。

(2) 卒業までに履修させる各教科等

各学校においては、卒業までに履修させる各教科及びその授業時数、道徳科及び総合的な探究の時間の授業時数、特別活動及びその授業時数並びに自立活動の授業時数に関する事項を定めるものとする。

(3) 学校設定教科

学校においては、生徒や学校、地域の実態及び学科の特色等に応じ、特色ある教育課程の編成に資するよう、各教科以外の教科（「学校設定教科」）を設けることができる。この場合において、学校設定教科の名称、目標、内容等については、高等部における教育の目標及びその水準の確保に十分配慮し、各学校が定めるものとする。

(4) 各教科等の授業時数等

ア 年間総授業時数

各教科等（ただし、特別活動についてはホームルーム活動に限る。）の総授業時数は、各学年とも1,050単位時間（1単位時間は、50分として計算する）を標準とし、特に必要がある場合には、これを増加することができる。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、各教科及び総合的な探究の時間の配当学年及び当該学年における授業時数、道徳科、特別活動及び自立活動の各学年における授業時数を適切に定める。

イ 年間授業週数

各教科、道徳、ホームルーム活動及び自立活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科、道徳科及び自立活動の授業を特定の学期又は特定の期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。

ウ 主として専門学科において開設される各教科の授業時数

専門学科においては、専門教科について、全ての生徒に履修させる授業時数は、875単位時間を下らないこと。

エ ホームルーム活動の授業時数

ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とする。

オ 生徒会活動及び学校行事の授業時数

生徒会活動及び学校行事については、生徒や学校の実態に応じて、それぞれ適切な授業時数を充てる。

カ 総合的な探究の時間に充てる授業時数

総合的な探究の時間に充てる授業時数は、各学校において、生徒や学校の実態に応じて、適切に定めるものとする。

キ 自立活動の時間に充てる授業時数

各学年における自立活動の時間に充てる授業時数は、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定める。

ク 授業の1単位時間

各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科等の特質を考慮して適切に定めるものとする。

ケ 短い時間で授業をする場合の取扱い

10分から15分程度の短時間で授業を行う場合、単元や題材など内容の時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を行う校内体制が整備されていることを条件に、その時間を当該各教科等の授業時数に含めることができる。

コ 総合的な探究の時間の代替

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

第3節 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成**1 生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目又は各教科の履修**

教育課程の編成に当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた適切な各教科・科目（知的障害特別支援学校においては各教科。）の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮する。

また、教育課程の類型を設け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりする。

2 多様な各教科・科目又は各教科の解説と生徒の選択履修

生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の多様化に対応し、それらに応じた適切な教育を行うためには、学校が多様な各教科・科目又は各教科を用意し、その中から生徒が自由に選択し履修することのできる、いわゆる生徒選択を教育課程の中に取り入れる必要がある。

3 教育課程の類型

教育課程の類型については、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切な教育課程となるよう各学校において工夫して設定するものとする。

第4節 各教科・科目等又は各教科等の内容等の取扱い**1 学習指導要領に示していない事項の指導に当たっての配慮事項**

学校においては、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる。また、学習指導要領内に記載されている内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、

各教科・科目等又は各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、生徒の負担が過重となったりすることのないようにするものとする。

2 各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序

各教科・科目、特別活動及び自立活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加える。

各学校においては、各指導事項の関連を十分に検討し、地域や学校の実態及び生徒の特性等を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し、指導計画を作成することが必要である。

3 学期ごとの分割指導についての配慮事項

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱特別支援学校においては、あらかじめ計画して、各教科・科目の内容及び総合的な探究の時間における学習活動を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導することができる。

4 学習指導要領に示している内容を適切に選択して指導する場合の配慮事項

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱特別支援学校においては、特に必要がある場合には、教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目及び各段階の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる。

5 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定

知的障害特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定する。その際、高等部3年間を見通して、計画的に指導するものとする。

6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における道徳科の指導

知的障害特別支援学校において、道徳科の目標及び内容に示す事項を基に、生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(1) 生徒の障害の状態により特に必要がある場合

ア 各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。）の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる。

イ 高等部の各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができる。

ウ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科に属する科目及び知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の外国語科については、小学部・中学部学習指導要領に示す外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。

(2) 知的障害である生徒の場合

知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の高等部に就学する生徒のうち、高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目、中学校学習指導要領に示す各教科又は小学校学習指導要領に示す各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

(3) 知的障害を併せ有する生徒の場合

ア 各教科・科目の目標及び内容の一部

各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができる。この場合、各教科・科目に替えて履修した各教科については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とするものとする。

イ 各教科等の履修等

生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等によることができる。

ウ 全課程の修了の認定

校長は、(2)により、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

(4) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

ア 各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。この場合、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする。

イ 校長は、各教科・科目若しくは特別活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。）の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。）に替えて自立活動を主として履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

(5) 通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教師を派遣して教育を行う場合

ア 1、2、3の(1)若しくは(2)又は4の(1)に示すところによることができること。

イ 特に必要がある場合には、実情に応じた授業時数を適切に定めること。

ウ 校長は、生徒の学習の成果に基づき、高等部の全課程の修了を認定することができること。

(6) 通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、通信により教育を行う場合

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

第5節 キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

1 就業体験活動の機会の確保

学校においては、キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

2 普通科における職業に関する各教科・科目の履修

普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。

3 職業学科おける配慮事項

(1) 実験・実習に配当する授業時数の確保

職業に関する各教科・科目については、実験・実習に配当する授業時数を十分確保するようにする。

(2) 生徒の実態に応じた配慮

生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにする。

(3) 職業に関する各教科・科目についての配慮事項

ア 就業体験活動による実習の代替

職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要する。

イ ホームプロジェクト等

農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができる。

第6節 単位の修得及び卒業の認定

1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒を教育する特別支援学校

(1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

ア 各教科・科目の単位の修得の認定

生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が各教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

イ 総合的な探究の時間の単位の修得の認定

学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って総合的な探究の時間を履修し、その成果が高等学校学習指導要領に基づき定められる目標からみて満足できると認められる場合には、総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。

ウ 教科・科目の単位数の配当

学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。また、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

エ 習得を認定された単位の取扱い

高等部在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際には、それまでに修得した単位に応じて、相当学年に転入させることができる(学校教育法施行規則第135条第5項)

オ 卒業までに修得させる単位数

卒業までに修得させる単位数は、74単位(自立活動の授業については、授業時数を単位数に換算して、この単位数に含めることができる。)以上とする。なお、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる。学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

カ 卒業の認定

校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動

及び自立活動を履修し、その成果がその目標から見て満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

(2) **各学年の課程の修了の認定**

各学年の課程の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、弾力的に行うよう配慮する。ある学年において数単位不認定となった生徒について、一律に原級留置とするのではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに修得すべき単位数を、修業年限内に修得すれば卒業が可能になるよう配慮する。

2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

学校においては、卒業までに履修させる各教科等のそれぞれの授業時数を定める。校長は、各教科等を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定する。

第5章 教育課程の実施及び評価と改善

第1節 指導計画の実施と評価

1 指導計画と評価の意義

教育課程は、各教科等の目標を実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

指導計画は、それを具体化した計画、つまり、授業につながる指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものである。すなわち、指導計画は、各教科等の学年ごと、あるいは学級ごとなどに、目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、単元、題材、主題ごとに作成される単元計画等、一単位時間ごとに作成される学習指導案等がある。また、教育支援プランB（個別の指導計画）についても、年間指導計画や単元計画等と並行して計画されている。

作成の手順としては、教育課程の編成を行い、各教科等の年間指導計画を作成することで指導内容を具体化し、更に年間指導計画を構成する各単元について単元計画を作成することで指導目標や指導方法、評価について明確にする。そして単元計画における一単位時間の指導計画が学習指導案となる。

なお、今回の改訂で示された育成を目指す資質・能力や授業改善の視点である「主体的・対話的で深い学び」の実現は一単位時間で評価できるものではないため、特に単元計画における評価が重要となる。

作成された計画に基づいて指導を行い、児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、学習評価を行い指導の改善を図る。さらに、その学習評価を踏まえて見直された計画により、児童生徒にとって、より適切な指導が展開される。つまり、児童生徒の学習評価を通して指導の改善がなされていくのである。このような計画（Plan）—授業（Do）—評価（Check）—改善（Action）のサイクルを確立し、指導の改善を積み重ねながら更に適切な指導を進めていくことが大切である。年間指導計画や単元計画、学習指導案に基づいたPDCAサイクルを繰り返すことにより、カリキュラム・マネジメントを促進させて各学校の教育力の向上を図ることが求められている。

また、各指導計画の評価は、年間指導計画や単元計画等の改善だけでなく、教育課程の改善にもつながるものである。各指導計画の評価を行う際には、児童生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、教育支援プランB（個別の指導計画）の評価や改善を基に、指導や教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫することが大切である。

2 年間指導計画作成にあたって

年間指導計画は、その年度の各教科等における学習活動の見通しをもつために、1年間の流れに沿って単元等を配列し、何を、どの時期に、どれくらいの時間をかけて指導するのか、また、児童生徒が複数の単元等を通して何ができるようになるのか、といった指導内容の概要や配列を示したものである。年間指導計画を作成するに当たり、各教科の目標及び内容、授業時数等に偏りがないか、そのバランスを考える視点を持ち、さらに、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養など、育成を目指す「生きる力」の実現が図られるよう立案することが大切である。年間指導計画はカリキュラム・マネジメントを促進するうえで重要な指導計画の一つである。

年間指導計画には様々な様式があるが、そこに含まれる基本的な構成要素は、年間目標、単元（題材）名、各単元（題材）の目標、学習時期、予定される授業時数などがある。

年間指導計画・評価の作成手順として、以下の例が挙げられる。

- (1) 児童生徒及び学習集団の実態把握を行う。
学習指導要領の各教科等の目標及び内容を確認する。
- (2) 年間目標を設定する。
- (3) 指導内容を選択する。

- (4) 単元(題材)の配列を計画する。
- ア 単元(題材)の指導時期。
 - イ 単元名又は題材名
 - ウ 単元目標又は題材目標
目標については「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の観点ごとに設定する。ただし、自立活動についてはこの限りではない。
 - エ 単元時数の配分
- (5) 各単元の授業評価の資料(単元計画や学習指導案等の評価)を基に、年間指導計画の評価を行う。
- 評価の項目としては、以下の例が挙げられる。
- ア 指導内容
 - イ 単元(題材)の配列
 - ウ 年間の総授業時数
- (6) 評価を基に、次年度の年間指導計画の改善を行う。

3 単元計画の作成にあたって

単元とは、各教科等において、一定の目標や主題を中心として組織された学習内容の有機的なまとまりのことであり、単元の構成は、教育課程編成の一環として行われる。教科書を含む教材の章立て等も、こうした単元の構成をイメージしながら構成されている。また、単元ではなく題材といった呼び方をする場合や、単元の内容のまとまりの大きさに応じて、大単元、小単元といった呼び方を用いる場合もある。従来、単元については、実生活に起こる問題を解決する経験のまとまりを内容とする経験単元と、科学・学問の基礎を子供の発達過程に即して体系的に教えるようにする教材単元という二つの考え方が提起されてきた。現在、各学校において実施されている単元については、各教科等の系統的な内容を扱いつつ、その中での学習のまとまりを子供にとって意味ある学びにしようとする様々な工夫が展開されている(平成28年 中教審答申「次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめについて(報告)」P26注釈より)。

題材とは、教科における系統性を背景にもった学習活動の材料であり、単元を構成する一つの要素を指す。ただし、題材は単元の一要素ではあるが、題材学習は単元化された学び(単元学習)の一部ではなく、一つ一つの学びの材料を取り上げ、その材料との関わりを通して知識及び技能等の資質・能力の育成を目指す学びの目標及び内容等を計画するものである。

単元計画等は、年間指導計画を踏まえ、単元や題材等の内容や時間のまとまりごとに作成される計画である。一つの単元や題材を通して、何を何時間で、どのような段階を経て学ぶのか、児童生徒一人一人にどのように支援するのか、一連の学習を通して何ができるようになるのか等、について具体的に示したものである。「主体的・対話的で深い学び」の実現は、一単位の授業で評価できるものではないため、単元計画等において授業改善が図られるよう計画及び評価されることが望ましい。

単元計画等には様々な様式があるが、そこに含まれる基本的な構成要素は、単元名又は題材名、単元設定の理由又は題材設定の理由、単元目標又は題材目標、児童生徒の実態、指導計画などがある。

単元(題材)計画及び評価の作成手順として、以下の例が挙げられる。

- (1) 年間指導計画で設定した年間目標、単元(題材)名、単元(題材)目標を転記する。
- (2) 実態把握に基づいて単元の個人目標を設定する。
- (3) 指導計画を立てる。
 - ア 選定した指導内容の指導段階
 - イ 年間指導計画で設定した時数の配分
 - ウ 指導形態を計画
 - エ 教師による支援(環境設定、教材教具の工夫等)
 - オ 評価計画(評価方法、自己評価、相互評価、ポートフォリオの活用など)
- (4) 単元(題材)終了後、授業評価を行う。
 - ア 単元(題材)の個人目標の評価
この際、育成を目指す三つの柱に基づく評価の観点(「知識・技能」、「思考・判断・表

現]「主体的に学習に取り組む態度」)を用いること。

イ「単元(題材)の個人目標の評価」に基づいた指導の評価

この際、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の観点で評価を行い、授業改善につなげることが大切である。

評価の項目としては、以下の例が挙げられる。

(ア) 授業構成(指導段階、時数、指導形態等)

(イ) 教師による支援(環境設定、教材教具の工夫等)

(ウ) 単元(題材)目標の妥当性

(5) 授業評価を基に、単元計画の改善を行う。

ア 問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。

イ 改善策を検討し、次年度の単元計画等の修正や次単元(題材)の改善を行う。

4 学習指導案

学習指導案は、年間指導計画や単元計画を更に具体化した一単位時間の計画である。単元計画等を踏まえて、一単位時間に何を、どのような学習活動を通して学ぶのか、何ができるようになるのか、児童生徒一人一人にどのように指導・支援するのか等、具体的に示したものである。一単位時間の学習指導案の基本的な構成要素は、単元(題材又は主題)名、単元(題材又は主題)設定の理由、単元(題材又は主題)目標、児童生徒の実態、指導計画、本時の目標、展開等である。目標の観点及び評価の観点については年間指導計画及び単元計画等と同様であり、その観点に基づいてより具体的に示されていることが大切である。

学習指導案の計画及び評価の作成手順として、以下の例が挙げられる。

(1) 単元計画で設定した単元(題材又は主題)名、単元(題材又は主題)目標等を転記する。

(2) 実態把握に基づいて一単位時間の目標(本時の目標)を設定する。

ア 共通目標

イ 個人目標

(3) 展開

ア 指導内容と指導手順

イ 指導の時間配当

ウ 指導形態

エ 教師による支援(環境設定、教材教具の工夫等)

オ 評価計画(評価方法、自己評価、相互評価、ポートフォリオの活用など)

(4) 授業評価を行う。

ア 一単位時間の個人目標の評価

イ 「一単位時間の個人目標の評価」に基づいた指導の評価

評価の項目としては、以下の例が挙げられる。

(ア) 授業構成(指導手順、時間配当、指導形態等)

(イ) 教師による支援(環境設定、教材教具の工夫等)

(ウ) 一単位時間の目標(本時の目標)の妥当性

(5) 授業評価を基に、学習指導の改善を行う。

ア 問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。

イ 改善策を検討し、次回の学習指導案の修正を行う。

ウ 単元内全ての授業終了後、単元計画の評価を行う。

第2節 個別の教育支援計画・個別の指導計画（教育支援プランA・B）

1 教育支援プランA・Bとは

障害のある幼児児童生徒の指導に当たっては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導を行う必要がある。本県では、「個別の教育支援計画」の中に「個別の指導計画」の機能を取り込み、「教育支援プランA・B」として、総論・各論的または長期・短期的な観点からお互いの機能を補完するような総合教育計画としている。

特別支援学校及び幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校等の学校間連携、就学支援委員会や関係機関との総合的な連携の強化が求められるため、可能な限り県下で統一した書式としている。

2 個別の教育支援計画（教育支援プランA）

平成15年度から実施された障害者基本計画において、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある幼児児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子供の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示された。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

個別の教育支援計画の作成に当たっては、教育関係者のみならず、家庭及び地域や医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携が大切なため、それぞれの役割分担の下、多面的に実態把握や情報収集を行い、必要とされる支援の目標や内容を決定していく。個別の教育支援計画を作成することにより学校や関係機関との共通理解や、多面的な実態把握や情報収集をし、学校や関係機関における適切な指導や必要な支援に生かすことが大切である。

3 個別の指導計画（教育支援プランB）

個別の指導計画とは、幼児児童生徒一人一人の障害の状況などに応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画などを踏まえて、具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画である。

個別の指導計画の作成は、一人一人に応じた指導の充実を図るために、幼児児童生徒の実態や各教科等の特質に応じた物事をとらえる視点や考え方を踏まえて作成することが大切である。

また、自立活動については指導目標や指導内容の設定に至る手続きが教科とは違うことを踏まえる必要がある。自立活動における個別の指導計画については、自立活動の項目で詳述している。

4 教育支援プランA・Bの作成にあたって

(1) 作成サイクル

ア 教育支援プランA

3年間を1サイクルとして作成し、毎年、評価・改善を行い、3年後には引継ぎ資料としてまとめる。

幼稚部年少・小学部1年・小学部4年・中学部1年・高等部1年・専攻科1年での作成を基本サイクルとする。また、高等部1年・専攻科1年での作成は、卒業後を視野に入れた「個別の移行支援計画」の要素を取り入れ、必要に応じて補助シートを活用する。

イ 教育支援プランB

1年間を1サイクルとして作成し、原則として学期毎に評価・改善を行い、年度末には引継ぎ資料としてまとめる。

(2) 作成担当

原則として、担任が中心となり、本人・保護者の意見を聴きながら、関係機関と連携して作成する。また、作成・評価にあたって本人・保護者は重要な役割を担うものであり、保護者面談や日常的な情報交換を通して十分な連携を図る。

(3) 作成および活用の流れ

教育支援プランA・Bを作成する際には丁寧な実態把握を行う必要がある。そして、計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）の手順を確立し、

実践の評価が次の計画作成に結びつくようにする。

ア 実態把握

教師の視点から、幼児児童生徒のよいところや困っていること、学習及び行動の特徴、得意なことや苦手なこと、保護者が困っていることや家庭での幼児児童生徒の様子、そして学校での様子などについて実態把握を行う。また、教育相談を通じて成育歴・家庭環境・保護者の願い・心理検査の結果なども把握し、情報の整理を行う。

イ 教育支援プランA・Bの作成 (Plan)

幼児児童生徒のニーズに応じた目標、具体的な指導・支援の内容などを設定する。また、合理的配慮については、個別面談等をとおして本人・保護者と合意形成を行い、教育支援プランAに記入する。

ウ 学校全体における取り組み (Do)

当該幼児児童生徒に関係する職員で教育支援プランA・Bの内容について共通理解を図ったうえで、指導・支援を実施する。

エ 教育支援プランA・Bの評価 (Check)

幼児児童生徒の変容や目標の達成度を確認するだけでなく、指導内容や支援方法の妥当性などについて評価を行う。

オ 教育支援プランA・Bの改善 (Action)

評価に基づき、目標の設定や課題の内容、具体的な指導内容・支援方法について見直しを行い、実践する。

(4) 家庭・関係機関との連携

保護者には教育支援プランA・Bの写しを提供する。また、教育支援プランA・Bは転入先の学校や産業現場等における実習の実習先、卒業後の進路先への情報提供のほか、放課後等デイサービスをはじめとした福祉機関や医療機関、行政機関等との相談・連携に活用されることが想定される。そのため、個人情報保護の観点から本人・保護者が記載を望まない情報は記入しない。

関係機関との連携には、本人・保護者の了解のもとに教育支援プランAの写しを用いる。必要に応じて教育支援プランBを用いる場合も考えられるが、その場合も個人情報の取り扱いには十分な配慮が必要である。

(5) 保存期間・引き継ぎ

ア 保存期間

本県では、教育支援プランA・Bの保存期間は、卒業後5年間としている。

イ 入学時の引き継ぎ

入学前の機関が作成した「個別の支援計画」は、可能な限り入学時に引き継ぎ、連携を図る。

ウ 転学時の引き継ぎ

転学時には、教育支援プランA・Bの写しを相手校に引き継ぐものとする。その場合も本人・保護者の了解を得るなど、個人情報の取り扱いには十分な配慮を行う。

エ 卒業時の引き継ぎ

卒業後の機関への引き継ぎは、最新の教育支援プランA・Bとする。

(6) 個人情報の保護・管理

教育支援プランA・Bは、重要な個人情報が記載されることになるので、個人情報の保護・管理には十分な配慮が必要である。関係機関との連携にあたっては、相互に情報管理の徹底を図る必要がある。

第3節 教育課程の評価と改善

1 教育課程の改善の意義

各学校においては、各種調査結果やデータ等を活用して、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善策を立案して実施していくことが求められる。

各学校においては、児童生徒の人間としての調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められている。教育課程の評価が積極的に行われて初めて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに地域や学校の実態に即したものにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに、質を高めてその効果を一層あげることが期待できる。

授業レベルから単元レベル、さらに1年間の総括のレベルと密に体系化を図っていくことで、児童生徒の学習評価を基軸に据えながら、その結果を授業改善や教育課程の改善へと活用して、学校教育目標の実現、児童生徒一人一人の生きる力の育成につなげることができる。

2 教育課程の評価と改善にあたって

(1) 教育課程の改善の方法

児童生徒の学習評価を基にした各指導計画の評価は、日課表等の改善をはじめとする教育課程の評価・改善を行う際の根拠となる。各指導計画の評価を行い、データを蓄積することで、教育課程上の課題を明確にし、児童生徒の実態並びに地域や学校の実態に即した教育課程へ改善することができる。

教育課程や学校教育目標の改善の方法は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるが、一般的には次のような手順が考えられる。

ア 個別の指導計画や単元計画、年間指導計画等の評価の資料を収集し、検討する。

イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。

ウ 改善案をつくり、検討し、教育課程の編成(日課表等)に反映する。

検討内容は以下のような内容が例として挙げられる。

(ア) 各教科等の教育の内容の選択・組織について

(イ) 週時数について

(ウ) 教育課程の実施に必要な人的または物的な体制について

(エ) 学校教育目標の評価・改善について

(2) 学校評価における教育課程の評価

学校評価については、学校教育法が改正され学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。各特別支援学校は法令上、以下のことが必要とされる。

ア 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること

イ 保護者などの学校の関係者による評価(学校関係者評価)を行うとともにその結果を公表するよう努めること

ウ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成28年3月「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成し、その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が示されている。

第6章 教育課程の編成及び実施に関するその他の事項

今回の学習指導要領の改訂は、中央教育審議会（答申）を受け、初等中等教育全体の改善・充実を目指して総則が抜本的に改善された。インクルーシブ教育システム構築の理念の下、カリキュラム・マネジメントの実現を目指し、総則そのものの構成を再整理し、小学校及び中学校、特別支援学校の学習指導要領の総則をほぼ同様の構成に統一した。具体的には、「何ができるようになるか（育成を目指す資質・能力）」を実現するために、「何を学ぶか（教育課程の編成）」、「どのように学ぶか（教育課程の実施と学習評価）」、「発達をどのように支援するか（発達の支援）」、「実施するためには何が必要か（学校運営上の留意事項）」という構成で再整理された。

本章では、現行の総則第2節の第4「指導計画作成等に当たっての配慮事項」で示されていた事項及び特別支援学校学習指導要領総則（幼・小・中）第2節の第5、同総則（高）「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、今回の改訂に基づいて示す。

第1節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

1 児童生徒一人一人の発達をどのように支援するか

資質・能力の育成を目指すうえで、児童生徒一人一人の興味や関心、発達や学習の課題などを踏まえ、個に応じた指導を一層重視する必要がある。そのためには「学級経営の充実」、「ガイダンスやカウンセリングによる児童生徒の発達の支援」、「生徒指導の充実」、「生涯学習へつながる指導の充実」、「個別の指導計画の作成及び活用」、「関係機関及び専門家との連携」などの視点から教育課程を編成及び実施し、これらの視点により評価・改善を図っていくことが重要である。なお、高等部においては、「学習の遅れがちな生徒への必要な配慮」、「実験・実習に当たっての留意」をあわせて重視する必要がある。

今回の改訂において、初めてキャリア教育の充実について総則に明示された。これは児童生徒が学校での学びを自己の将来とのつながりを見通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことがこれからの学校教育に求められているためである。

2 特別な配慮を必要とする児童生徒への支援

小学校及び中学校学習指導要領総則において障害のある児童生徒の指導に関する内容が充実し、「自立活動」を取り入れることや、実態に応じて「特別の教育課程」を編成すること（学校教育法施行規則138条）などが明示された。今回の改訂は、インクルーシブ教育システム構築の理念のもと、特別支援学級及び通級による指導、通常の学級に在籍している特別な支援を必要としている児童生徒への指導の更なる充実につながるものである。

「特別な配慮を必要とする」とは、障害の有無だけではなく、その他、海外から帰国した児童生徒や、日本語の習得に困難のある児童生徒、不登校の児童生徒、学齢を経過した者への配慮など、一人一人の発達を支援するために考えられる要因を丁寧に取り上げ、その対象としている。小・中学校の通常の学級や特別支援学校など、どのような教育の場であっても「誰もが生き生きと活躍できる社会」の実現に向けて、児童生徒の調和的な発達を支援し、一人一人の資質・能力を育成していくことが重要となる。

第2節 学校運営上の留意事項

1 実施するために何が必要か

この項目では、「教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等」、「家庭や地域社会との連携並びに学校間の連携や交流及び共同学習」について述べられている。各学校において社会に開かれた教育課程の実現に向け、カリキュラム・マネジメントをどのように促進させていくかについては、社会に開かれた教育課程の3つの側面（本書 P.17を参照）並びにカリキュラム・マネジメントの4つの側面（P.24参照）を踏まえて取り組んでいくことが大切である。

これらの実現に向けた具体的な取組として、本県においては「学校自己評価システム」を十分に機能させていくことが大切である（P.25参照）。この学校自己評価システムでは、各学校で学校自己評価システムシートを作成し、校長のリーダーシップのもと教職員の共通理解をもって学校教育目標（目指す学校像、重点目標等も含む）を設定する。これに基づき各学部、分掌、委員会等の目標設定や、校長や各職員が目標設定を行い教育活動にあたる。評価については、教育課程、組織運営、保護者・地域住民との連携、環境整備等に関する評価・改善を行い、全校で共通理解を図りながら次年度への課題と具体的な改善策をまとめていく。このように学校教育目標の実現を目指し、全教職員が組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を目指し取組むことが重要である。

この学校自己評価システムを充実させ、学校評価懇話会等の活用を十分図りながら、評価運営委員会をしっかりと機能させることで、カリキュラム・マネジメントの充実を図っていくことが望まれる。

2 特別支援教育に関するセンターとしての役割

学校教育法第74条において、特別支援学校が小中学校、高等学校等の要請に応じて、幼児児童生徒の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられていることを踏まえ、これまでも特別支援教育のセンター的機能として、地域の小中学校、高等学校等の教師や保護者に対して教育相談等の取組が進められてきた。小中学校、高等学校等の要請というのは、地域の小中学校、高等学校だけでなく、幼稚園、認定こども園、保育所等に在籍する障害のある幼児児童生徒や担当教師等への支援も含まれている。また、特別支援教育に関するセンター的機能とは、幼児児童生徒への指導及び教師等への支援、特別支援教育等に関する相談・情報提供、医療、福祉、労働等の関係機関との連絡・調整、各学校等に対する研修協力、障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供のほか、地域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスタ）の中でのコーディネート等の機能を指している。

今回の改訂において特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示されていることもあり、学校間の連続性の充実を図るためにも、これまで以上に特別支援教育に関するセンター的機能を効果的に発揮することが期待される。

第3節 道徳教育に関する配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

道徳教育は、学校の教育活動全体で行うものである。校長は道徳教育の充実・改善を視野におきながら、学校の教育目標との関わりで、道徳教育の基本的な方針等を明示しなければならない。学校が組織として一体となって道徳教育を進めるためには、校長の明確な方針と道徳教育推進教師等の役割の明確化とともに、全教師が指導力を発揮し、協力して道徳教育を展開できる体制を整える必要がある。

また、道徳教育を進めるに当たっては、全体計画を作成することが求められる。道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

小中学部での作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、道徳科の指導方針、道徳科の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容、時期並びに家庭や地域社会との連携の方法等について示す必要がある。

また、高等部での作成に当たっては、各教科・科目等との関係を明らかにする必要がある。その際、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者、病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において高等学校学習指導要領に準ずる教育課程として実施する公民科の「公共」「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮する必要がある。

2 指導の重点化

小中学部において道德教育を進めるに当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえるとともに、学校及び地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき各学年段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。

表：小中学部における道德教育推進上の主な配慮事項

<全ての学校や学年を通して配慮すること>	
○自立心や自律性の育成	○自他の生命を尊重する心の育成
<学校や学年段階ごとに配慮すること>	
○基本的な生活習慣の育成	○規範意識の育成
○人間関係を築く力の育成	○社会参画への意識や態度の育成 など

高等部において道德教育を進めるに当たっては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を踏まえるとともに、小中学部及び小中学校の道德教育の内容項目とのつながりを意識し、学校及び地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき各学年段階の指導内容についての重点化を図ることが大切である。

表：高等部における道德教育推進上の主な配慮事項

<全ての学校や学年を通して配慮すること>	
○自立心や自律性の育成	○自他の生命を尊重する心の育成
<学校や学年段階ごとに配慮すること>	
○社会連帯の自覚の向上	○規範意識や義務、責任を果たす態度の育成
○人間関係を築く力の育成	○社会参画への意識や態度の育成 など

3 豊かな経験の充実といじめの防止

(1) 学校や学級内の人間関係や環境を整える

児童生徒の道德性の多くの部分は、日々の人間関係の中で養われる。そのため、教師と児童生徒及び児童生徒相互の関わりによって形成される人的な環境を整えることが大切である。

児童生徒の道德性を養ううえで、人的な環境とともに物的な環境も大切である。言語環境の充実、整理整頓された校舎や教室、身近な動植物の飼育栽培など、物的な環境を整備することも大切である。

(2) 豊かな体験の充実

学校の教育活動全体において、豊かな体験の積み重ねを通して児童生徒の道德性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、児童生徒に体験活動を通して道德教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にこのことを明記することが求められる。

(3) 道德教育の指導内容と児童生徒の日常生活

道德教育で養う道德性は、自己の生き方を考え（※注1）、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活において、「人から言われるから」といった理由や「周りのみんながしているから」といった理由ではなく（※注2）、物事を多面的・多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道德教育で育まれた道德性が児童生徒の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道德教育や道德科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道德性を養うことで、児童生徒がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

※ 下線部は中学部での記述である。高等部での記述は、（※注1：人間としての在り方生き方を考え）、（※注2：日常生活の様々な場面を意図的、計画的に学習の機会を設け、生徒が多様な意見に学び合いながら）である。

4 家庭や地域社会との連携

(1) 道徳教育に関わる情報発信

学校で行う道徳教育をより強化・充実するためには、家庭や地域社会との連携・協力が重要である。学校と家庭や地域社会が児童生徒の道徳性を養う上での共通理解を図るために、学校が道徳教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得るように努めることが大切である。

(2) 家庭や地域社会との相互連携

学校の道徳教育の充実を図るためには、家庭や地域社会との連携・協力が必要である。学校の道徳教育に関わる情報発信と併せて、学校の実情や実態に応じて相互交流の場を設定することが望まれる。学校、家庭、地域社会が連携して道徳教育の充実を図ることにより、保護者や地域の人々の道徳教育に関わる意識が高まることも期待できる。

第4節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

1 重複障害児の指導に関して配慮すべき事項

複数の障害を併せ有するということは、それぞれの障害の特性が重なり合うことによって、学習上又は生活上の困難がより複雑になっている状況にあると言える。そのため、重複障害児の指導に当たっては、それぞれの障害の特性についての理解だけでなく、複数の障害が重なり合っていることによる二次的、三次的な障害への配慮が必要になってくる。更に、複数の要因が複雑に絡み合って発達に影響していることから、健康面、身体面、情緒面での発達は必ずしも一方向とは限らない。時間の経過の中で、成長が促進される時期、停滞する時期が繰り返されること、時には機能低下を招くこともあることなどを理解しておく必要がある。

学習指導要領で使用している「障害の状態等」という文言には、障害の特性や個々の現在の状態像にとどまらず、卒業後の進路や生活に必要な資質・能力が盛り込まれている。つまり、学校教育は学校という教育機関で完結するものではなく、卒業後の社会とのつながりも視野に入れて計画する必要がある。それが「社会に開かれた教育課程」であり、個々の状態等を考慮して柔軟に教育課程を編成しなければならないということである。

原文に「重複障害者等」とあるように、対象とするのは重複障害者に限定されていないことに留意する必要がある。重要なのは、児童生徒一人一人の状態像に合わせて必要に応じて教育課程を柔軟に編成することであり、教育課程の枠組みに児童生徒を当てはめることは避けなければならない。また、特別の教育課程を編成するその理由付けも明確にしなければならない。学習指導要領「総則第2章 教育課程の編成及び実施」には「第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」として以下に記述するいくつかのパターンが示されているが、その中のどのパターンが当てはまるのかを考えるのではなく、一人一人に合わせて様々な対応が可能であり、柔軟な対応の裏付けとして学習指導要領に記述されていると読み取ることが大切であろう。同様に、授業時数に関しては、小学校又は中学校の年間総授業時数及び各教科等の年間の授業時数に準ずるのではなく、児童生徒の実態や学習状況等を考慮して各学校で適切に定めることができる。

2 障害の状態により特に必要がある場合

- (1) 各教科（※高等部では各教科・科目）、及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。
- (2) 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって替えることができる。
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって替えることができる。

- (5) 高等部の各教科・科目（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科）の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができる。
- (6) 中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (7) 高等部の外国語科については、小学部・中学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (8) 小学部・中学部においては、幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。

<留意事項>

- ・上記の規定は、個々の児童生徒の学習上の困難を適切に把握し、学習の過程において様々な手立てを講じても、当該学年の各教科及び外国語活動の内容の履修あるいは目標の達成に結びつかないと判断される場合に適用される。
- ・(2)～(8)の規定に基づき、埼玉県では教育課程の類型Ⅱ（下学年適用）として規定されている。個々の児童生徒が現在までに達成している目標を把握した上で次の目標を定め、残りの在学期間で学ぶ内容を計画する際に考慮される。
- ・上記の規定に関し、各教科等の目標及び内容の一部又は全部を替えることはできるが、教科の名称までを替えることはできないことに注意しなければならない。
- ・これらの規定に沿って、目標及び内容の一部又は全部を取り扱わなかったり替えたりする場合、当該学年以降の学年及び学部においてどのように事後措置を行うのかについて十分吟味し、系統立てて具体的な指導計画を立てる必要がある。

3 知的障害者である児童生徒の場合

- (1) 小学部の3段階に示す各教科又は外国語活動の内容を習得し目標を達成している者については、小学校学習指導要領に示された各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (2) 中学部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領に示された各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができる。
- (3) 高等部の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目、中学校学習指導要領に示す各教科又は小学校学習指導要領に示す各教科及び外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。また、主として専門学科において開設される各教科の内容を習得し目標を達成している者については、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標及び内容の一部を取り入れることができるものとする。

<留意事項>

- ・今回の学習指導要領では、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の目標と小学校及び中学校における各教科の目標はほぼ同じ文言を使っている。同じ目標のもとに段階を経て学ぶ内容を定めていることから、児童生徒の学習の状況によって各教科の学びの連続性を考慮して指導計画を立てることが求められている。
- ・この規定を適用する際にも、教科の名称までを替えることはできないことに留意しなければならない。

4 重複障害者の場合

(1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者には、各教科及び外国語活動（小学部の場合）の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科及び外国語活動（小学部の場合）の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

<留意事項>

- ・この規定により、小学部では外国語科及び総合的な学習の時間を、中学部においては外国語科を設けないことができる。
- ・埼玉県では教育課程の類型Ⅲ（知的代替）として規定している。

(2) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

複数の障害が重複していて、かつそれぞれの障害の程度が重度であるなど、障害の状態により特に必要がある場合、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動もしくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。

<留意事項>

- ・道徳科及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意しなければならない。
- ・特別支援学校の教育課程は、各教科等に加えて自立活動を取り扱うことが前提になっている。そのため、自立活動の指導を主とする場合には、一人一人の障害の状況を見極め、教科指導と自立活動の指導の違いを考慮したうえで適用されなければならない。
- ・埼玉県では肢体不自由特別支援学校における教育課程の類型Ⅳ（自立活動を主とした教育課程）として規定している。

5 訪問教育に関する取り扱い

障害の程度が重度である又は重複しており、医療上の規制や生活上の規制を受けている場合に、教員を派遣して教育を行うことができる。

<留意事項>

- ・通学して教育を受けるか訪問教育を受けるかは教育形態の違いであり、教育課程の編成においては上記の「2 障害により特に必要がある場合」、「3 知的障害者である児童生徒の場合」、「4 重度重複者の場合」の規定が適用される。
- ・教師を派遣して教育を行う場合には、個々の実態に応じた指導を行うため、より柔軟かつ弾力的な教育課程を編成する必要がある。
- ・埼玉県においては、「埼玉県訪問教育実施要綱」並びに「埼玉県訪問教育実施細則」に基づいて指導が行われる。
- ・慢性的な疾患により長期間にわたって入院治療を必要とする児童生徒について、本人及び保護者の意向並びに医療機関の許可がある場合、病気療養児訪問教育として一時的に特別支援学校に学籍を異動させて指導を受けることができる。その際には、原籍校との連携によって指導の連続性が図られる必要がある。また、治療の経過によっては体調が整わないこともあり、さらに、治療や進路に対する不安感など、学習面だけでなく心理的なサポートも重要である。
- ・必要に応じて、複数の教員で訪問したり、教科免許保有者が指導に当たったりするなど、学校内の人的資源を有効に活用して行う必要がある。いずれの場合も、教育、医療、生活等がより密接に関わっているため、関係機関同士の連携が必要不可欠であり、相応の配慮がなされなければならない。